

令和2年第2回（5月）臨時会

議案説明

令和2年5月13日

議案番号	件名	ページ
議案第54号	令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について	1
議案第55号	令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について	1
議案第56号	山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第57号	山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第58号	山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第59号	山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第60号	山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第61号	山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について	3

本日は、令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

それでは、ただいま上程されました諸議案について、御説明いたします。

議案第54号及び議案第55号は、令和2年度の補正予算であります。

議案第54号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売り上げに大きな影響を受けている事業者に対し、事業継続を支援するための事業継続給付金を創設するとともに、医療現場における新型コロナウイルス感染リスクの低減を目的とし、地域医療体制を確保するため、急患診療所を活用した発熱外来を設置するためのものです。これらはいずれも速やかに措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ4億7,761万6,000円を増額し、予算総額を365億3,180万1,000円とするものです。

補正の内容としましては、歳入につきましては、使用料及び手数料588万2,000円、繰入金4億7,173万4,000円をそれぞれ増額し、歳出につきましては、衛生費1,482万6,000円、商工費4億6,279万円をそれぞれ増額しております。

議案第55号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から傷病手当金を創設したことに伴う改正によるもので、歳入歳出とも60万円を増額し、予算総額を74億6,525万8,000円とするものです。

補正の内容としましては、歳入につきましては、県支出金60万円を増額し、歳出につきましては、保険給付費60万円を増額しております。

議案第56号及び議案第57号は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日以降から順次施行されることに伴う所要の改正を行うものであります。

議案第56号は、山陽小野田市税条例の一部改正であります。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症経済対策における税法上の措置として、徴収猶予の特例並びに中小事業者に対して、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置等が創設されたことに伴い、徴収猶予の特例に係る手続の整備、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の適用、固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る特例率を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第57号は、山陽小野田市都市計画税条例の一部改正であります。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症経済対策における税法上の措置として、中小事業者に対して、事業用家屋に係る都市計画税等の軽減措置が創設されたことに伴い、同措置を適用するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第58号は、山陽小野田市介護保険条例の一部改正であります。

これは、市長は災害その他の理由により条例に定める期限までに減免に係る申請書を提出することが困難であると認めるときは、市長が別に定める期限まで申請書の提出期限を延長できるようにすることで、この度の新型コロナウイルス感染症にも対応するために所要の改正を行うものであります。

議案第59号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、傷病手当金の創設、国民健康保険料の減免について、所要の改正を行うものです。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがある被用者が、労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給するものです。また、国民健康保険料の減免につきましては、市長は災害その他の理由により、条例で定めた期限までに減免に係る申請書を提出することが困難であると認めるときには、その期限にかかわらず、申請書の提出ができるようにすることで、この度の新型コロナウイルス感染症にも対応するためのもの

であります。

議案第60号は、山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

これは、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

内容としましては、同条例に新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがある被用者が、労務に服することができない場合の傷病手当金の支給に関する規定が追加されたため、本市において申請書の受付を行うための改正を行うものであります。

議案第61号は、山陽小野田市急患診療所条例の一部改正であります。

これは、新型感染症のまん延期等に、緊急の医療体制を山陽小野田市急患診療所で実施する期間、現在実施している平日夜間の内科診療及び休日の小児科診療を臨時的に休診できるように所要の改正を行うものです。

内容としましては、この度、新型コロナウイルス感染症対策として発熱者専用の内科診療を平日及び土曜日の日中に開始する準備が整ったことにより、その開設期間のみ平日夜間の内科診療を休診するものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。